

相楽東部広域連合管理職員等の範囲を定める規則

令和3年6月16日
公平委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 広域連合に勤務する職員のうち管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

| 機 関 | 職 |
|----------|------------------|
| 事 務 局 | 事務局長、総務課長、課長 |
| 教育委員会事務局 | 教育長、教育次長、課長、課長代理 |
| 小学校及び中学校 | 校長、教頭 |